

令和6年10月吉日

秋香会会員 各位

ご寄附のお願い

【公益財団法人秋香報恩会 寄附趣意書】

秋晴の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は秋香報恩会に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国家有用の人材育成を目的に設立しました秋香報恩会も、皆様のご支援に支えられて既に70年を超える活動を続けてまいりました。

現在はお承知の通り、学生寮「新敬天寮」（川崎市宮前区）の運営を行っております。

この新敬天寮は平成3年建築から33年経過し、老朽化があらこちらで進んでおります。平成25年以降、外壁大規模工事、浴室工事、光ネット回線の導入、電気設備の更新工事などによって在寮生の居住環境の維持更新を進めてまいりました。

秋香報恩会の財政は学生からの入寮金および月々の寮費の他、配当金、利息、寄附金等で賄っておりますが、長引く超低金利、日本酒業界の不振などで、かつて想定した収入の不足が長期化しており、通常の経費、修繕費、上記のような設備費（※）、備品費などの支出で厳しい状態であり、学生からの寮費つきましても値上げせざるを得ない状況となっています。

※本年度、受変電設備（キュービクル）の設備更新を実施し、修繕積立金の不足の為、建替積立金の取崩しを行っています。

つきましては誠に心苦しいお願いではありますが、秋香会会員の皆様におかれましては事情ご賢察のうえ、格別のご協力、ご支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。

公益財団法人 秋香報恩会
理事長 嘉納毅人

【公益財団法人秋香報恩会 寄附金募集要項】

◆目的及び使途

学生寮運営のための財源確保を目的とし、学生寮運営のための諸費用に充てる。

◆目標額 500万円

◆寄附単位

個人：年間1口1万円としできれば2口以上としますが、継続可能な範囲で長期の援助をお願いします。

法人：年間1口20万円（何口でも結構です）

◆期間 令和7年3月31日まで

◆入金方法 下記銀行口座へお振込み下さい。

三井住友銀行 御影支店 普通預金 4695255
口座名 公益財団法人秋香報恩会

◆お問い合わせ先

〒658-0046 神戸市東灘区御影本町1-7-15 公益財団法人秋香報恩会

TEL078-851-8292 FAX078-851-2570 mail: honbu1@syuukou.or.jp

◆寄附金に対する税制上の優遇措置

1. 寄附者が個人の場合

（所得税） 当公益法人への寄附は、寄附金控除の対象となります。

「税額控除」または「所得控除」のいずれかを選択することができます。

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

（住民税） 都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄附金が税額控除の対象となります。各自治体にご確認ください。

（相続税） 相続人が相続財産を公益法人に寄附した場合、相続税は非課税となります。

かつ、相続人の所得税も重ねて税額控除又は所得控除が受けられます。

2. 寄附者が法人の場合

一般寄附金の損金算入とは別に、所得金額から算出される一定額を『特定寄附金』として損金算入することができます。

ご寄附いただきました際には『寄附金領収書』及び『税額控除に係る証明書』を送付いたしますので、当該年の確定申告の際に所轄税務署にご提出ください。

尚、領収書には寄附者の方の『住所』の記載が必要ですが、原則として秋香会名簿のご住所を記載させていただきます。

確定申告書提出の際の住所が秋香会名簿の住所と異なる場合は、上記お問い合わせ先までご一報下さいますようお願い申し上げます。